

我が国における高齢者犯罪の特異性について

——米国における高齢者犯罪研究からの一考察——

川上麻由*

要 旨

現在、我が国における高齢者の刑法犯検挙人員数は、高止まりの状況ではあるものの、1996年から2015年までの20年間で4倍以上と著しく増加している。このような増加による深刻な問題に直面しているのは、我が国だけであるとの見解があるが、米国においても高齢者による犯罪が増加しており、矯正施設に収容されている高齢受刑者数においては激増し、社会問題となっている。本稿では、米国における高齢者犯罪との比較により、我が国の高齢者犯罪の特異性を指摘した上で、現在行われている高齢犯罪者処遇の問題点を明らかにした。そして、この特異性に応じた高齢犯罪者処遇の展望について考察することを目的としている。

目 次

- I 高齢者犯罪問題における我が国の特異性
- II 高齢者犯罪の現状
- III 高齢者犯罪の要因
- IV 米国における高齢者犯罪の問題
- V 我が国の高齢者犯罪対策
——地域生活定着促進事業——
- VI ま と め

I 高齢者犯罪問題における我が国の特異性

諸外国のなかで、高齢者犯罪の増加による深刻な問題に直面しているのは、我が国だけであるとの見解がある¹⁾。近年、韓国や台湾でも社会問題化しつつあるものの、欧米では、急激な高齢者犯罪の増加はみられていない²⁾。例えばヨーロッパ

において、我が国ほど高齢犯罪者について問題視されていないのは、福祉が充実していることが要因であるといわれている。

ここで、福祉が充実している国としてスウェーデンを例に挙げると、近年、スウェーデンでは、公的介護の縮小とインフォーマルな支援の増大、民間委託化の進行、ケアの質に関する格差などが指摘されてはいるが、高齢者に対する福祉サービスや地域活動は、個別ニーズを見極めながら必要な支援が行われている。サービス提供主体は多様化が進み、民間委託が進められ、公私が質を高める競争をするとともに、利用者には、その選択が保障されている。そして、デイ活動、文化活動、ボランティアセンターなどを通じて、地域活動や就労に向けたエンパワメントが行われる環境づくりが積極的に進められ、高齢者が日常生活を楽しみ、相互に支えあう活動も定着している³⁾。こうした福祉の充実が、後述する高齢者犯罪の要因のひとつとして考えられる「高齢者の社会的孤立」を防ぎ、犯罪の抑止に役立っている可能性がある。

* かわかみ まゆ 法学研究科刑事法専攻博士
課程後期課程

2017年10月6日 推薦査読審査終了

第1推薦査読者 中野目善則

第2推薦査読者 曲田 統

そして、我が国と同様に高齢者犯罪について問題となっているのが米国である。米国においては、我が国ほど急激ではないものの、高齢者による犯罪が増加しており、矯正施設に収容されている高齢受刑者数においては激増し、深刻な社会問題となっている。そして米国では、こうした高齢受刑者の処遇に関して、近年数多くの研究が行われている。しかし、高齢になってから軽微な犯罪に手を染める者が多くを占める我が国の高齢者犯罪の状況は、米国の高齢者犯罪のそれとは異なっており、諸外国と比較しても非常に特異なものであるといえる。本稿は、米国の高齢者犯罪との比較から、我が国における高齢者犯罪の特異性を明らかにし、その特異性に応じた高齢犯罪者処遇の展望について考察するものである。

Ⅱ 高齢者犯罪の現状

我が国の高齢者による犯罪の数は、諸外国と比較すると急激に増加している。ここでは、刑事司法の枠組みの中での高齢者による犯罪の現状を概観する。

はじめに、我が国の高齢化率は、26.7%であり(2015年10月1日現在)、ドイツ(21.2%)、スウェーデン(19.9%)、イギリス(17.8%)、フランス(19.1%)、米国(14.8%)と比較しても分かるように、世界で最も高い高齢化率となっている。さらに、高齢化の速度についても、高齢化率が7%を超えてからその倍の14%に達するまでの所要年数(倍加年数)によって比較すると、フランスが126年、スウェーデンが85年、比較的短いドイツが40年、イギリスが46年であるのに対し、我が国は、1970年に7%を超えると、その24年後の1994年には14%に達している。このように、我が国の高齢化は、世界に例をみない速度で進行している⁴⁾。このような社会状況のなか、犯罪を行う高齢者については、以下のような数値が確認できる。

1. 警察段階

(1) 刑法犯検挙人員

65歳以上の刑法犯検挙人員は、1996年12,423人から2015年47,632人に増加しており、2013年以降、全年齢層の中で最多の人員となっている。刑法犯検挙人員総数に占める高齢者の比率は、1996年の4.2%から2015年19.9%に上昇しており、年齢層別人口比⁵⁾については、他の年齢層の中で最も低いものの、1996年の65.3から2015年142.5と2倍以上に増えている。刑法犯検挙人員の罪名別構成比では、万引きを含む窃盗の構成比が、全年齢層では51.8%なのに対し、65歳以上は、72.3%と非常に高くなっている。しかし、65歳以上の刑法犯検挙人員の罪名別推移では、強盗、傷害、暴行が増加している点にも注意する必要がある。

このように、高齢者の犯罪は増加しており、他の年齢層と比較して最多であり、人口比が2倍以上に増えていることから、高齢者犯罪の増加は、他の年齢層の犯罪が減少したことや、単に高齢者人口が増加したことのみでは説明がつかない、何らかの原因があると考えられる。

高齢者犯罪増加の原因を特定の世代に求める見解も存在する。これは、高齢者犯罪が急増する1998年から高齢期を迎えた世代が犯罪を行いやすい世代であるというものであるが、仮に、この世代が犯罪を行う者を多く含むのであれば、この世代が高齢期に達する前の各時代の犯罪率も平均的に高いはずである。しかしながら、そのような状況は確認できていない⁶⁾。以上のことから、高齢犯罪者の増加は、高齢者個人が若年のころから持つ資質によるものではなく、高齢者を取り巻く環境が与える影響により犯罪を行う可能性が考えられる。

(2) 高齢犯罪者の犯歴パターン⁷⁾

2013年に報告された『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』では、高齢者の前歴・前科のデータをもとに、高齢者の犯歴パターンを以下のように分類している⁸⁾。

①生涯の検挙歴が高齢になってからの1回のみで

あった高齢初犯型…53.8%

- ②準高齢期と高齢期に複数の検挙歴がある高齢累犯型…11.9%
- ③少年期あるいは成人前期から高齢期まで検挙歴がある早発累犯型…20.7%
- ④成人後期から高齢期にかけて複数の検挙歴がある後発累犯型…6.9%
- ⑤少年期または成人前期に検挙歴が一度だけあった後、高齢期にもう一度検挙されるまで検挙歴のない早発潜在型…6.7%

この刑法犯全体の犯歴パターンから、高齢刑法犯検挙人員のうち65.7%は、60歳以上になってから初めて検挙された高齢型の犯罪者であることが分かる。この数値からも、高齢犯罪者の3分の2は、若年のころから犯罪傾向を有しているのではなく、高齢になってからの外的要因により犯罪を行う可能性が考えられる。

2. 検察段階

つぎに検察段階において高齢犯罪者が受ける処分の傾向について、『法務総合研究部報告56』のデータをもとに確認する。検察庁既済事件、すなわち道路交通法違反を除く刑法犯及び特別法犯の高齢者の人員は、1996年に6,111人であったが、2015年では、37,570人と6.1倍に増加している。また、検察庁既済事件の人員に占める高齢者の比率は、1996年の1.8%から2015年12.1%に上昇している。そして、刑法犯起訴人員に占める65歳以上の比率も同様に上昇しており、1996年の2.0%から2015年11.7%となっている。

起訴された高齢者の罪名別構成比については、65歳から69歳までは、窃盗56.2%、傷害・暴行14.9%、詐欺5.0%であり、70歳以上では、窃盗68.0%、傷害・暴行10.4%、詐欺3.4%と、年齢が高いほど、窃盗の割合が大きくなっている。

以上のように、検察に送致される高齢者の数、割合ともに増加しており、起訴人員については、全年齢層における罪名別構成比の窃盗の割合が

45.0%であるのに対し、高齢者の場合は、65歳から69歳までは56.2%、70歳以上では68.0%と非常に高くなっていることから、高齢者が行う犯罪の特徴を確認することができる。

3. 矯正段階

ここでは、『法務総合研究部報告56』のデータにより、1996年から2015年までの矯正施設における高齢受刑者の動向を確認する⁹⁾。高齢者の矯正施設への入所人員数は、他の年齢層と比較すると最も少ないが、1996年の517人から、2015年の2,313人と大幅に増加している。年齢層別人口比においても高齢者は、他の年齢層と比べて一貫して低い。しかし、他の年齢層の人口比が2006年をピークに低下している一方で、高齢者の場合、65歳から69歳の人口比は、2006年以降わずかに低下しているにとどまっておらず、70歳以上においては、わずかではあるが上昇している。そして2015年には、65歳～69歳12.9、70歳以上は4.5となっている。

入所受刑者人員総数に占める高齢者の比率は、1996年は2.3%であったが、2015年には10.7%まで上昇している。このことから、被収容者の年齢別の構成比には変化があり、出所後の社会復帰のために行われる施設内処遇も、この変化に合わせて考えられるべきであろう。

平成28年版犯罪白書によると、道路交通法や覚せい剤取締法違反を含む入所受刑者罪名別構成比において、窃盗の構成比が、全年齢層では33.1%であるのに対し、高齢者は53.2%となっている。また、高齢者の新受刑者人員のうち刑法犯は、1,819人であり、そのうち1,231人、すなわち67.7%が窃盗により収容されている¹⁰⁾。

以上のことから、高齢者の多くが万引きを含む窃盗などの軽微な犯罪により収容されていることが分かる。刑期についても、65歳以上男性の82.6%が3年以下であり、入所受刑者の73%は入所度数が2度以上の者であることから、比較的軽微な犯罪を行い、矯正施設への出入りを繰り返す高齢

者が多いと考えられる。さらに、65歳以上の窃盗の入所受刑者罪名別構成比が53.2%であり、窃盗で検挙された者のおよそ80%が万引きによることから、例えば、万引きを行った高齢者が始めは微罪処分として釈放された後、特別な改善指導、あるいは支援が行われず社会に戻される。こうした場合、生活状態の改善が見られず再犯へと至る可能性が推測される。その犯罪が再び万引きのような軽微なものであったとしても、被害弁償ができない、または身元引受人がいない場合は、微罪処分や起訴猶予を受けることが困難であり、実刑を科されることになる。このように、刑事施設のなかには、小額の万引きを行ったために収容されている高齢者が一定数存在していると考えられる。

Ⅲ 高齢者犯罪の要因

2006年9月の『罪と罰』では、高齢犯罪者の処遇が特集されており、高齢者犯罪増加の背景にあると推測される要因について以下の仮説が提示されている¹¹⁾。

① 経済的要因（経済的困窮説）

財産犯の増加の背景に、経済的不況や所得減少などによる高齢者の困窮があるとする考え方である。また、高齢者による殺人事件のなかにも、経済的困窮を理由とした承諾殺人や無理心中（心中崩れ）の事件が見られることから、財産犯以外でも経済的要因が高齢者犯罪の背景となっている可能性もある。

② 福祉的要因（福祉制度不備説）

一般に、高齢者は保健・医療・福祉・年金などを受けられることになっているはずであるが、我が国の高齢者に対する保健や福祉が制度や運用面で十分なものとなっていないことや、刑事施設からの高齢釈放者を含む一部の高齢者が一定の理由で制度の恩恵を受けることができないこともあるため、経済的要因に、こうした福祉的要因が加わって、高齢者が犯行に至りやすくなっているとも考えられる。

③ 心理的・精神的要因（心理的負担説）

高齢者による障害、暴行、脅迫、殺人などの犯罪率の増加が著しいのはなぜか。相対的にこれらの罪種は憤怒や怨恨が犯行動機であることが多いが、高齢者は、一般に体力が低下するほか、社会経験の蓄積や居場所の確保、死の意識などから精神的な落ち着きを得て粗暴犯を犯す傾向が弱まってくると考えられてきたが、そうした高齢者の粗暴犯や殺人が増加しているとすれば、高齢者の心理的特質に何らかの変化が生じているとも考えられる。

④ 生活習慣要因（ライフスタイル変容説と社会的孤立説）

社会の高齢化、すなわち平均寿命の伸長は、高齢者の生活スタイルを変容させる。従来、高齢期になって退職したり、病気に罹患したりすると、社会との関係が希薄となり、家庭や限られた友人・知人関係のなかで老後を過ごしていたものが、平均寿命が長くなり、高齢者の体力や県境が増進するに伴い、高齢者になっても仕事に従事したり、退職後も趣味や地域活動、ボランティアなど種々の社会活動に従事する者が増える。こうした活動は高齢者の人生を豊かにする一方、社会生活を営む上で種々のトラブルや紛争に関わる機会も増やすこととなり、そうした中で犯罪行為に至る機会が増える可能性もある。また、社会活動を営む上で必要な経済力が伴っていない場合や、社会活動（経済活動も含む）を行った結果、借金などの負債を抱えることになる場合など、それを犯罪行為によって埋め合わせようとするかもしれない。

高齢化の進展に伴うライフスタイルの変容がこれとは逆の方向で高齢者犯罪に影響を与えている可能性もある。一人暮らしか夫婦のみの高齢者世帯が増加し、近隣や友人とほとんど交流がないか、極めて希薄な関係しか持たない高齢者が増えているとすれば、こうした高齢者の「孤立」というライフスタイルの変容が高齢者の心理的・経済的負担を増大させ、また監視者が不在であることから、

そのなかで犯罪に至ることも考えられる。すなわち、以前であれば、家族や近隣の人たちに支えられ、困ったことがあった時でも相談ができ、助けをもらうことができたものが、孤立するなかで誰からも援助を受けられず、また自分に対して関心を寄せてくれるものが誰もいないことが、犯罪の抑止効果を減退させている可能性がある。

この仮説を提唱した太田達也教授は、その後の調査により高齢者の社会的孤立が高齢者犯罪の促進要因として作用しており、これを「家族からの孤立」、「近隣からの孤立」、「行政からの孤立」の三つに分類している¹²⁾。「家族からの孤立」は、近年の核家族化で、家族からの孤立により経済的支援も不足する。また、一人暮らしで誰とも付き合いがなく、誰からも関心を持たれないという心理的閉塞感が犯行に対する抑止力を低めるばかりか、孤独を紛らわせ、あるいは人にかまわってほしいがために犯行に至る場合もある。「近隣からの孤立」は、困った時に助け合ったり、相談し合ったりできる人が近隣にいないことで、生活上の支援が得られないだけでなく、心理的閉塞感がさらに高まることになる。近隣間の些細なトラブルも、互いに見知らぬ者同士では大きな問題や犯罪に発展しかねない。「行政からの孤立」では、介護保険や生活保護など、福祉に関する情報やサービスが一部の高齢者に十分に行き届いておらず、こうした福祉に関する情報不足が、介護殺人や窃盗につながる可能性も考えられる。

『平成26年版犯罪白書』の特集「窃盗事犯者と再犯」では、特別調査の結果や窃盗事犯者の動向¹³⁾を踏まえ、特に前科のない万引き事犯者の問題性その他の特性等に焦点を当て、効果的な処遇を検討するための類型化を試みているが、その類型とは、(a) 経済状態が不良で生活困窮に陥っている者（生活困窮型）、(b) 社会的に孤立している者（社会的孤立型）、(c) 心身に問題を抱えている者（精神疾患型）、(d) 女子高齢者、(e) 若年者である。ここで分析されている「万引きを含む軽微な

窃盗」を犯す要因と、高齢者が犯罪を行う要因では、生活困窮と社会的孤立、精神的負担という共通の要因が確認できる。

これら以外にも、『専修人間科学論集 社会学編』では、認知症が高齢者犯罪の要因となっていることが指摘されている¹⁴⁾。これによれば、加齢に伴い認知機能が低下した場合、怒りの感情を覚えた時にも理性で抑えることが困難になる。その結果、思いもよらぬ暴力事件に発展することがあり、この傾向が暴行事件の増加の一因であると推察するものである。精神科医の和田教授は、高齢者犯罪が増える要因には脳機能の低下が影響しているとの見解を示している¹⁵⁾。境界型（軽度の認知機能低下）の場合、微妙な言動として高齢者が自身の言動の矛盾を指摘された際にそれを上手く受け答えしてごまかす傾向がみられ、前後の文脈に即して、あり得そうな話をして会話の流れをスムーズにするよう調整する機能を持っている。そのため周囲は認知症に罹患していることに気づくのが遅れる場合もある。例えば、万引きを例に挙げると、万引きの意図はなくレジでの支払いを失念した高齢者に、「金銭を持っているのに、なぜ支払いをしなかったのか」と問い詰められると、その場しのぎに「節約のため」と答えてしまう傾向がある。認知機能の衰えた高齢者が含まれていると推察されるため、万引きの理由として「節約のため」と回答している者の全てが本当にそうであったのかは判断が難しい。

当然のことながら、以上の要因のうち特定のものだけが高齢犯罪者の増加に結び付いているわけではなく、これらの要因が、罪種ごとに相互に結び付きながら高齢犯罪者の発生に影響しているものと考えられる¹⁶⁾。例えば、万引きの直接的な原因が経済的困窮であったとしても、この者が社会的に孤立しているゆえに適切な福祉による経済的支援を受ける術を知り得なかった場合や、認知症に罹患しているにもかかわらず、独居状態で社会的に孤立しており、誰にも気づかれることがなく

症状が進み犯罪を行ってしまう場合など、単一の要因では説明がつかない事例も存在する可能性があるため、今後、これら種々の要因の相互作用を探究することが高齢者による犯罪の予防や高齢犯罪者の処遇を検討するうえで重要である。

IV 米国における高齢者犯罪の問題

我が国の研究では、諸外国において我が国ほど急激な高齢者犯罪の増加がみられないとされている¹⁷⁾。しかしながら、確かに日本ほどは急激でないとはいえ、米国の高齢者による犯罪は増加している。そして、矯正施設に収容されている高齢者は激増しており、社会問題となっている。ここでは、司法省統計局のデータ¹⁸⁾を中心に、米国における高齢者犯罪の動向を確認する。

米国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、14.8% (2015年)¹⁹⁾であり、26.7%の我が国ほどではないが増加傾向が見られ、高齢化が社会問題となりつつある。

米国における被収容者である高齢者の定義は、州によって異なるが、矯正施設に収監される高齢者を考察する文献の多くは、50歳、及び55歳を使用している。これは、被収容者が矯正施設に収監されるまでの間に薬物やアルコール依存の可能性が高く、困窮した経済状況のもと不十分な食事と運動習慣、そして十分な医療を受けていない状態から、一般の年齢よりも10～15歳高くなっているためである。司法省の高齢者に関する研究報告においては、55歳を高齢者としているため、ここで示すデータについては、高齢者を55歳以上の者とする。

1. 重大犯罪検挙人員

全米における、暴力犯罪²⁰⁾、財産犯²¹⁾、薬物犯罪から成る重大犯罪の全年齢層の検挙人員は、1993年の14,050,400人から2012年の12,198,500人に減少しているが、高齢者は1993年340,100人から2012年600,900人へと増加している。重大犯罪検挙

人員総数に占める高齢者の比率についても、1993年2.4%から2012年4.9%へと上昇している。検挙人員罪名別推移では、強盗、加重暴行、財産犯、薬物犯罪が増加しており、過失でない故殺 (nonnegligent manslaughter) を含む謀殺は減少している。そして強姦においては、大きな増加はみられない。高齢者の検挙人員人口比は、1993年の630から2012年の705と増加しているが、高齢者の財産犯人口比は、1993年の105から2012年96へと減少している。そして、検挙人員の罪名別構成比における財産犯の割合は、38.2%である²²⁾。

このように、米国における重大犯罪の検挙人員全体は減少しているにもかかわらず、高齢者の検挙人員は増加している。これは、我が国の検挙人員の推移と共通している現象である。さらに、検挙人員全体に占める高齢者の割合としては、我が国の1996年4.2%から2015年19.9%という大きな変化ではないものの、2.4%から4.9%と高くなっていることが分かる。しかし、罪種に関しては、人口比において、暴力犯罪や薬物犯罪が増加しているが、財産犯は減少している点において我が国と異なっている。検挙人員の罪名別構成比をみても、我が国の高齢者による窃盗は72.3%であるが、米国においては、財産犯が38.2%と低く、一口に高齢者犯罪といっても米国と我が国では、その態様が異なっている。

2. 矯正段階

次に、矯正施設に収容されている高齢者の推移を確認すると、州刑務所における年末収容人員の総数は、1993年の857,675人から2013年の1,325,305人へと増加している。高齢者においても1993年は、26,300人であったのが、2013年には、131,500人と5倍に増えている。高齢受刑者の人口比では、1993年の10万人あたり49から2013年の154となっており、入所受刑者人員総数に占める高齢者の割合は、1993年の3.1%から2013年9.9%へと上昇している。高齢受刑者の罪名別構成比は、1993年は、暴力犯

罪65%、財産犯罪11%、薬物犯罪16%であり、2013年では、暴力犯罪66%、財産犯罪12%、薬物犯罪10%となっており、薬物犯罪の割合が低くなっている点を除いては、大きな変化は見られない。

このデータによると、米国の高齢受刑者は、日本と同様に増加傾向にあることが確認できる。人口比に関しては我が国よりもはるかに多く、20年間で激増している。しかし、入所受刑者の罪名別構成比は、20年間で大きな変化はなく、暴力犯罪が最も多くなっている。この点において、高齢者の罪名別構成比で窃盗が最も多い我が国とは異なる特徴を有しており、このことから、矯正施設の中にいる高齢者の種類が、米国と我が国では異なっているように思われる。

(1) 高齢受刑者増加の原因

刑事司法制度においての高齢犯罪者は、若年の犯罪者と比較すると年齢による寛大な措置を受けていることが主張されている²³⁾。これは高齢犯罪者が、若年の犯罪者よりも再犯の危険性が低いという認識により正当化されており、このような寛大な措置は、暴力犯罪、財産犯罪、薬物犯罪などあらゆるカテゴリーにおいても見られている²⁴⁾。量刑においても、60歳以上の犯罪者は、30歳から39歳までの比較可能な犯罪者と比べ、9ヶ月近く短くなっている²⁵⁾。以上のように、高齢犯罪者の検挙人員は、激増しているわけではなく、刑事司法制度においても寛大な措置を受けている。こうした状況のなかでも高齢受刑者が増加しているのは、厳罰化の影響で全体の刑期が長期化している点と、他の年齢層の犯罪が減少している点の影響があると考えられる。

また、高齢受刑者の増加に関しては、three strike法、truth in sentencing, curtailing parole releaseのような厳罰化が、重要な役割を果たしているとの指摘がある²⁶⁾。Three strike法では、三度にわたり一定の重罪²⁷⁾を犯した者が、矯正施設に長期間収容されることになる。なかにはパロールの可能性がない終身刑とする州もある²⁸⁾。truth in

sentencingでは、暴力犯罪と重大犯罪を行った者のような特定の犯罪者は、宣告刑のうち、かなりの割合（少なくとも85%）を服役することが求められ、パロール資格や模範囚に対する減刑は制限される、もしくは適用されない。curtailing parole releaseは、パロールの制度を見直したもので、1970年代にカリフォルニア州、マイアミ州、インディアナ州では、パロールの制度を廃止、もしくは裁量的なパロールによる釈放を厳格に制限し、1987年には、連邦制度においてパロールの制度は廃止された。20世紀末までには、16の州がパロールの制度を廃止もしくは裁量的なパロールによる釈放を厳格に制限しており、近年では、全体の25%に満たない被収容者が裁量的なパロールにより釈放されている²⁹⁾。こうした厳罰化の影響により刑が長期化し、一旦収容されると釈放されることは容易ではなく、矯正施設の中で歳をとり、高齢受刑者が増加する現象が起きているのである。

(2) 高齢受刑者の分類と特徴

米国における高齢受刑者は、以下のように分類することができる。第一のカテゴリーは、47%の職業的常習犯であり矯正施設への出入りを繰り返す者、第二のカテゴリーは、40%の中年、あるいは高齢になって初めて矯正施設に収容された者であり、第三のカテゴリーは、13%以下の、矯正施設内で歳を取った者である³⁰⁾。厳罰化の法改正は、高齢受刑者の種類の割合に大きく影響を及ぼしているといえる。80%以上の高齢受刑者は、比較的最近収容されているのであるが、これは近年の法改正が、高齢受刑者の増加に大きな影響を与えていることを示している³¹⁾。

第一のカテゴリーに属する職業的常習犯は、矯正施設に問題なく適応することができる可能性が高いが、第二のカテゴリーに属する初めて矯正施設に収容された者は、矯正施設に収容されて落ち込みや絶望を感じる場合が多い。Adayによれば、この者たちが遭遇するのは、ある種のカルチャーショックである。彼らは、それまでに逮捕歴がな

く、このような状況の変化を恥じているのである。彼らのうちほとんどの者が、殺人や性犯罪のようなスティグマを負う犯罪によって収容されているため、この恥という感情が、さらに増幅しているのである³²⁾。こうした者たちは、矯正施設の生活の中で無気力あるいは刑務官に対して反抗的である。第三のカテゴリーに属するのは、若年の時に収容され、長期刑に服し矯正施設内で歳を取った者である。この者たちは、教育を受ける機会に恵まれない、貧しい境遇に育った背景を持ち、終身刑を科されている可能性が非常に高い。そして年月を重ねるにつれて、矯正施設での生活になじんでおり、家族や施設の外の世界とのつながりを失っているのである³³⁾。

1998年に行われた分析によると、18歳から29歳の釈放された被収容者のうち45%の者が釈放後1年以内に再入所し、これに対して高齢受刑者で1年以内に再入所した者は3.2%であった。このように、高齢受刑者の再犯率は、非常に低いことが明らかにになっている³⁴⁾。

そして、州と連邦の矯正施設に収容されている高齢受刑者は、医学的な配慮を必要とする慢性的な疾患を平均三つ抱えており、健康な者であっても排泄、歩行、食事を含む日常生活動作に援助を必要としている³⁵⁾。

こうした高齢受刑者に関して問題となるのは、医療費コストについてである。彼らを処遇するにあたっては、莫大なコストがかかる特別な施設と待遇が必要となっており、高齢受刑者のケアにかかる費用は、健康な若年の被収容者にかかる費用の3倍になる場合もある³⁶⁾。

また、医療施設の整っていない一般的な矯正施設においては、収容中に加齢が進む高齢受刑者を保護する矯正施設内の環境を整える必要がある。高齢受刑者は、物事に対処する能力が減退することが理解されるべきであり、矯正施設の職員は、一般的な矯正施設環境のなかで多種多様な高齢者特有のニーズに対応しなくてはならないという難

題に直面している³⁷⁾。高齢受刑者の医療や身体的に必要とされる処遇に対応する設備が整っていない矯正施設では、高齢受刑者1人あたり年間平均\$68,270の経費が納税者の負担となる。仮に釈放された高齢受刑者が公的支援を受け、それに伴う支出があったとしても、州は高齢受刑者1人あたり年間\$66,294の経費を抑えることができると推測されている³⁸⁾。

このように高齢受刑者は、釈放後に再び犯罪を行う可能性が低く、矯正施設内で処遇するよりも社会内で処遇した方が、経済的負担を抑えることができるという理由から、社会に対して脅威とならない高齢受刑者に、温情的釈放³⁹⁾と呼ばれる早期釈放制度を適用させるべきであるという議論がある。この温情的釈放とは、刑の短縮をするための特別で、やむを得ない理由があると認められた場合に、被収容者の収監期間を短縮、あるいは終了するものである。そしてこの要件は、「被収容者が少なくとも70歳である場合、被収容者が少なくとも30年服役している場合、あるいは裁判所が、その被収容者が他の人やコミュニティーに対して危険でないと判断した場合」である。しかしながら、裁判所に温情的釈放の申請を行う連邦刑務局は、この申請を行うための要件を非常に狭義に解釈しており、温情的釈放の申請は、余命1年、あるいはそれ以下の末期疾患を持つ被収容者に限り承認されている⁴⁰⁾。2002年から2008年までの間で、連邦刑務所の被収容者218,000人のうち、わずか0.01%の者が温情的釈放を受けている。

温情的釈放が広く適用されていない背景には、市民にとってこの早期釈放制度が受け入れ難いものである、という現実がある。ペンシルベニア州では、早期釈放制度の是非に関する大規模な調査が行われたが、これに対する市民の回答は、圧倒的多数で州の早期釈放制度に反対であった。多くの被収容者には、彼らが出所した場合に世話をすることができる家族がないのである。そのような場合、民営の老人ホームに入院する必要がある

が、元犯罪者を地域住民と共に老人ホームに入院させることに対し、市民や議会からの強い反対がある⁴¹⁾。

(3) 高齢受刑者の収容

現在のところ、温情的釈放の法律及び解釈に、より多くの高齢受刑者が早期釈放を認められるような変更が加えられる可能性は低い⁴²⁾。したがって、矯正施設内において費用をかけずに加齢による慢性的な疾患を持つ高齢受刑者の独特なニーズに応えながら処遇をする方策が考えられている。それは、高齢受刑者をどこに収容するかについてである。この収容形態には、複数のパターンが考えられる。それは、従来通り他の年齢層の被収容者と共に収容する、高齢者専用矯正施設に収容する、一般の矯正施設の敷地内の高齢者専用棟に収容する、の3つである。

高齢受刑者を他の年齢層の被収容者と共に収容する長所は、自宅から離れた高齢者専用矯正施設に収容する場合と異なり、家族とのつながりを維持しやすい⁴³⁾。そして、一般の被収容者のなかで生活することは、矯正施設の外の生活と似ており、これにより高齢受刑者にとって、より正常な環境を提供することができる⁴⁴⁾。また、高齢受刑者がいることにより、若年の受刑者を落ち着かせることができる⁴⁵⁾との見解があるが、この点についてはむしろ、高齢受刑者が攻撃的な若年の被収容者からの被害に遭う可能性が高いであろう⁴⁶⁾。

高齢受刑者を専用施設に収容する長所は、一般の被収容者から危害を加えられるという不安から解放される点にある⁴⁷⁾。また、高齢者専門の職員と資源を用いて高齢受刑者のための特別なプログラムを準備することができ⁴⁸⁾、同年代の受刑者と共に生活することにより、社会的な相互作用を得ることができる⁴⁹⁾。そして、高齢受刑者を一つの場所に集めた場合、彼らのニーズを管理することが容易になり、適切な職員とサービスを中心となる場所に集中させることにより、医療、雇用、交通にかかる費用が削減される⁵⁰⁾。

高齢受刑者を一般の矯正施設の敷地内の専用棟に収容する場合の長所として、高齢受刑者を家族のもとから離すことなく、他の年齢層の受刑者からの攻撃に不安を抱くことなく、専門的な処遇を受けることができる点が考えられる。しかし、各矯正施設に高齢者専用施設を準備することは、財政的に大きな負担となるであろう⁵¹⁾。

3. 米国における高齢者犯罪分析との比較考察

これまで、我が国と米国における高齢者犯罪について概観してきたが、検挙人員、被収容者ともに、増加傾向である点は、我が国と米国において共通の現象であることが確認できた。しかし、我が国の高齢犯罪者の主な罪種は、軽微な財産犯罪であり、これに対し米国の高齢犯罪者の主な罪種は暴力犯罪となっている。

高齢受刑者数増加に関しては、我が国の場合、福祉的な支援が充実していないために、高齢者が社会的に孤立し、軽微な犯罪を行い、さらには刑事司法制度と福祉との連携不足により再び犯罪を行い、これが繰り返され矯正施設に入所する者が増加していることが考えられる。一方、米国では、厳罰化により量刑が長期化し、一旦入所した者がなかなか出ていかず、恒常的に新たに罪を犯した者が入所し、高齢受刑者が増加しているのである。

我が国では、高齢犯罪者対策として、後述する入口支援や特別調整により、高齢者を地域社会に定着させる取り組みが行われている。そして米国においては高齢受刑者対策として、高齢受刑者に早期釈放制度を適用し、社会内で処遇すべきとの議論があがっていたが、現在のところ実現可能性が低く、解決策としては専ら矯正施設内での高齢受刑者の処遇の充実に重きを置いており、社会復帰への取り組みは、我が国ほど進んでいないものと思われる。

このように、我が国と米国における高齢犯罪者の問題は、全く異なる性質のものであり、加えて、諸外国では高齢犯罪者の増加が問題となっていない

いことに鑑みると、我が国の高齢者犯罪は、特異なものであるということができよう。

V 我が国の高齢者犯罪対策 ——地域生活定着促進事業——

米国との比較により、我が国の高齢者犯罪は特異であることが確認できた。2000年以降、我が国の刑事司法の各機関においても、このような特異な高齢犯罪者の存在に注目するようになり、刑事政策の見直しが行われ現在に至る。こうした者たちは、矯正施設に収容し改善指導を行うよりも社会内での居場所を提供し孤立を防ぐこと、すなわち、司法から福祉へとつなぐことが、再犯防止において有効であるとされている⁵²⁾。

この章では、福祉との連携により高齢者を地域に定着させ、社会からの孤立により起こる再犯を防止するという現行の取り組みが発足した経緯、制度内容、そして問題点について確認する。

1. 事業発足の経緯

この事業が発足するきっかけとなったのは、元衆議院議員の山本譲司氏が秘書給与事件で実刑判決を受け、2001年8月から約1年間、栃木県の黒羽刑務所に収容されたことに始まる。山本氏は、高齢者と障害者が収容されている寮内工場と呼ばれる養護工場で、被収容者の世話係である指導補助として服役し、ここでの処遇の実態を小説『獄窓記』で明らかにした。具体的には、「ここに収容されている者は、痴呆症、自閉症、知的障害、精神障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由などの障害を抱えており、さらに非識字者、覚せい剤後遺症により廃人同様の者、懲罰常習者、自殺未遂常習者なども収容されていた。」と書かれている。

この小説の中では、工場で行われている作業について、肢体不自由者や聾啞者など、自己コントロールが可能な者は、造花や民芸品の製造という生産的な仕事に携わっているが、その他多くの収容者は、生産性のない作業⁵³⁾を行っていることが

記されている。

作業中の被収容者についても、「糞尿を漏らしている者、口を開けたまま空中の一点に目が釘付けになっている者、視点が定まらず絶えず泳いでいる者、涎を流し続けている者などがおり、何かを生産している光景とは思えない⁵⁴⁾と表現されている。このように、小説の中ではあるが、人々の関心を強く引く高齢者や障害者に対する処遇の現状が明らかになったことで、マスコミや知識人が刑務所問題に関心を持つ契機となった。

この『獄窓記』に触発され、罪を犯し、または罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、2006年度から2008年度に行われた厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」において実態調査を実施し、問題点を探るとともに障害者の就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等が分析された⁵⁵⁾。

学問分野においても、総検挙人員に占める高齢者率の増加、そして高齢者による犯罪の増加が他国と比較して突出していることが注目され、2006年『罪と罰』43巻4号において、「高齢者の処遇」がテーマとして特集された。ここでは、高齢犯罪者が増加する要因の分析を経て、刑事施設や保護観察での高齢犯罪者処遇の実情が明らかにされた。ここでの分析の結果、高齢者の経済的困窮、福祉制度の不備、社会的孤立の問題が指摘され、この問題に対する刑事政策的対応として、事案は軽微であっても要保護性の高い高齢犯罪者については、訴追や刑罰を回避し、ダイバージョンの利点を生かしつつも、従来のダイバージョンよりも介入度の高い、高齢者の社会生活を監督し、必要な援護を行うような保護的措置を微罪処分や起訴猶予に付すような制度の導入といった起訴前の早期介入型の制度の検討、さらに、入所段階から、身上調査などに基づき、環境調整を進める保護観察所と

連携しつつ、釈放後の生活設計を具体的にイメージしたうえで必要な指導を行う教育が提案されている⁵⁶⁾。このように、2006年には既に、高齢犯罪者の増加が問題視されており、高齢受刑者の社会復帰を円滑にするために釈放後の生活環境の調整に関する提案がなされている。

2008年に発表された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」⁵⁷⁾序章の基本理念では、「犯罪対策をより有効で根本的なものとするためには、…(中略)…治安関係機関による取締りだけでなく、犯罪が発生する原因及び社会的背景を踏まえて、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を総合的かつ持続的に講じていくことが、中長期的な治安の改善に資するものである。」と掲げられているように、2008年の行動計画では、取り締まりを強化し、犯罪者を社会から隔離するよりも、犯罪者と社会の間の断絶している絆を再構築し、市民としての意識を涵養させることこそが有効な対策であるとされている。そして、この行動計画で掲げられている「刑務所出所者等の再犯防止」で取り上げられている10項目の中の、「福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施」の項目で、高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域ごとに1ヶ所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適應するための実効性ある指導・訓練を実施すること⁵⁸⁾、すなわち地域生活定着促進事業の発足が提言されたのである。

前述した、「厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」を進める過程で明らかになったのが、触法・被疑者の問題であ

る。警察・検察での取り調べや裁判においても高齢・障害者という法的弱者に対する支援体制が確立されていないということである。このような状況に対する迅速な対応が求められ、矯正施設の前段階にあたる「入口」の部分に焦点を当て、警察・検察・裁判所と福祉が連携し、どのような支援の網を構築するかということをテーマにした研究が2009年度から2011年度の間に実施された。これが厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」⁵⁹⁾である。この研究調査により、高齢・障害者は、障害や高齢という特性に対する支援がないまま犯罪事実が認定され、刑罰が科される可能性が高い状況であり、この問題を踏まえ、高齢・障害者の取り調べには、その特性を理解し取り調べにあたる警察・検察官との通訳的役割を果たす立会人の導入や、当時は、矯正施設出所者を対象としたものが中心となっていた地域生活定着支援センターの業務内容を拡大し、被疑者・被告人段階への支援の実施が提案された。

これら一連の流れを受けて、最高検察庁は検察職員の使命倫理規程10カ条「検察の理念」を制定した。これは、検察の精神及び基本姿勢を示すものであり、このなかで「あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。」⁶⁰⁾との文言があり、第8条では、「警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。」と規定されている。従来は、検察がより重い処分を求め弁護側が軽い処分を求めるという対立構造であったものが、この使命倫理規程により、すべての関係機関が協力して犯罪者の更生という一つの目的をもって活動するという構造に転換したことを意味する。検察が刑罰よりも福祉的支援を必要とする被疑者に対し起訴猶予を選択する、または、被告人に対し

執行猶予を求刑し、福祉に引き継いでいくという入口支援は、この検察の理念が根拠となっている。

2012年の犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」では、より総合的かつ体系的な再犯防止対策の発展的な再構築に当たり、犯罪者の特性に合わせた施策を継続的に進め、施策の効果検証を行い、その結果、効果的なものを重点的に実施し、かつ、刑務所出所者等が社会で孤立することなく安定した生活に定着するためには、それを受け入れる社会の理解や協力が不可欠であることから、再犯防止対策の効果も適時適切に示し、定期的にその達成状況を公表していくことを中心に対策が講じられている。

2014年12月の犯罪対策閣僚会議、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」の決定では、2020年までに帰るべき場所がないまま矯正施設から社会に戻る者の数を3割以上減少させるという数値目標が掲げられている。これに対する具体的な取り組みとして、高齢又は障害のため自立した生活を送ることが困難な者に関して、①出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導の充実、②地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整による、出所後直ちに福祉サービスにつなげる体制の充実、帰住先確保に向けた調整の強化。また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しての支援体制強化、③自立更生促進センター、更生保護施設、自立準備ホーム等の一時的な居場所の確保、犯罪や非行をした者の相談体制の充実、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援等の社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体との連携が挙げられている。

さらに、この宣言から1年半後の2016年7月に行われた犯罪対策閣僚会議、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」⁶¹⁾では、これまでの取り組みが成果を上げている一方、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪を行った高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に

及んでいることが指摘されている。そして、高齢犯罪者に関しては、刑事司法関係機関と福祉機関等との連携が十分とは言いがたく、適切な支援を受けられないまま、万引きなどの罪を犯して再び矯正施設へ戻る者が跡を絶たない現状を課題としている。

以上のように、『獄窓記』で矯正施設内の実情が明らかにされ、これが発端となり、障害者の犯罪に関する研究により、矯正施設に収容されている知的障害者の多くは、福祉的支援があれば受刑者とならずに済んだ可能性が高いことが明らかとなった。ここで、犯罪対策を講ずるうえで、単に防犯を強化するだけではなく、罪を犯した者が再び犯罪を行わないために、社会で受け入れていくという刑事政策の方向転換が起こったのである⁶²⁾。この結果、地域生活定着支援事業（2012年度以降は、地域生活定着促進事業に名称変更）が発足し、現在までに、立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に必要な支援を受けられるような取り組みが行われてきた。これまでの経緯に鑑みると、この事業の目的は、第一に、本来矯正施設に入るべきでない存在である社会的に孤立しており、福祉的支援を受けてさえいれば犯罪を行うことのなかった高齢者と障害者を、刑事司法制度に乗せる入口の段階でダイバートさせる入口支援を適切に実施し、続いて既に刑事施設に収容されている者、及びこうした取り組みがあるにもかかわらず、刑事施設に収容されてしまった対象者を出所後直ちに福祉的支援につなげる特別調整、すなわち出口支援を実施することにより再び対象者が刑事司法制度の入口に戻ってしまう悪循環を断ち切り、最終的には、刑事施設に入るべきでない存在を一掃することにあるのではないかと考える。

2. 制度の内容と効果

(1) 制度の内容

前述の経緯により発足した地域生活定着促進事業は、厚生労働省が創設した事業として、高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所などの福祉サービスにつなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」（以下センター）を各都道府県に整備することにより、その社会復帰の支援を推進することが目的とされており、2011年には、全都道府県（北海道は2ヶ所）、48ヶ所の設置が完了した。

センターが対象とするのは、高齢、障害等により自立が困難な被収容者が出所後、福祉的支援を円滑に受けられるように特別な生活環境の調整、すなわち特別調整を必要とする者である。具体的には、法務省矯正局長＝保護局長通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境調整等について」（2009年4月17日）に規定された以下の要件を満たす者である。

- a. 高齢（おおむね65歳以上をいう、以下同じ）であり、または身体障害、知的障害もしくは精神障害があることが認められること。
- b. 釈放後の住居がないこと。
- c. 高齢又は身体障害、知的障害もしくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関、その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- d. 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- e. 特別調整の対象者となることを希望していること。
- f. 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、

保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

特別調整は、矯正施設内で上記の要件を満たし、この制度による支援が必要と思われる被収容者を選定し、刑事施設所在地の保護観察所に通知する。通知を受けた保護観察所では、当該被収容者と面接等を行い、本人の意向や本人を取り巻く状況等について確認、検討し、特別調整の対象者となるかの判断を行う。その者が、特別調整の対象者として適当であると判断された場合には、保護観察所が、刑事施設所在地の地域生活定着支援センターに協力を依頼し、ここで対象者が出所後に必要な福祉サービスが受けられるよう調整が図られることとなる。なお、センターが市区町村の福祉関係部局や受入施設等と調整を行うための期間を十分に確保するため、保護観察所が特別調整対象者の選定を出所日の6ヶ月以上前に行えるよう、矯正施設等は候補者を速やかに選定し保護観察所に通知することとされている。

特別調整の端緒はあくまで矯正施設であり、条件を満たす「特別調整の候補者」に選任され、且つ保護観察所の認定を受けなければならないので、障害や高齢の矯正施設入所者が自動的に特別調整の対象者として認定される仕組みではなく、あくまで条件を満たし且つ本人の同意が得られたケースが選定・認定される仕組みとなっている⁶³⁾。

また、この通達では、上記の要件に該当する者の他に、「適当な住居があるものの、上記の要件のうちa. およびc. を満たす者」についても、支援の対象者として地域生活定着支援センターに生活環境調整依頼をできることになっている。これは、特別調整が「帰住先がない高齢であり、または障害を有する矯正施設入所者」を対象としているのに対し、例えば「本人は自宅に帰ると言っているが、その自宅は荒廃し現実的には住めるような状況になく、福祉的な支えがなければすぐに生活が成り立たなくなる可能性が高い」等といった場合に、本人の同意に基づき開始される調整業務のこ

とであり、一般調整と呼ばれる⁶⁴⁾。

センターの業務は、受け入れ先施設のあっせん等を行うコーディネート業務、コーディネート業務により矯正施設から退所した後に社会福祉施設等を利用している者に関し受け入れ施設等に助言を行うフォローアップ業務、矯正施設から退所した者、及びその他センターが福祉的な支援を必要とする者からの相談に応じ、必要な支援を行う相談支援業務が中心となっている。

厚生労働省社会・援護局総務課長通知「地域生活定着支援センター事業及び運営に関する指針」が2012年4月12日に改正されたことにより、定着支援センターの相談支援業務の対象者は「矯正施設入所前の被疑者・被告人」にまで拡大された。これは、相談支援業務として、被疑者、被告人段階で、福祉や精神衛生の専門家⁶⁵⁾等により作成された、福祉的な視点からの環境調整や更生支援計画を含む報告書が情状証拠として活用され、検察の判断で起訴猶予という処分を選択し、被疑者はセンターを通じて福祉に引き継がれる、または、裁判段階で、この報告書が弁護人からの情状証拠として提出され、その際に検察官は実刑ではなく執行猶予を求刑するものであり、このような取り組みを総じて入口支援⁶⁶⁾と呼ぶ。

(2) 特別調整の効果

特別調整の効果を検証する前提として、2015年度に地域生活定着支援センターが行った特別調整の支援状況を確認する。コーディネート業務を実施した者は1,396人であり、そのうち矯正施設を対処し受け入れ先に帰住した者は752人、帰住地への受け入れ調整を継続中の者は522人、そして、「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者が122人であった⁶⁷⁾。

法務省研究部報告56「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」の特別調査では、2014年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者293人（男性245人、女性48人）のうち、特別調整対象者28人（刑事施

設を出所する時に特別調整を継続して実施していた者）と特別調整辞退者28人（特別調整の対象とすることが相当であると認められたが、特別調整の対象者となることを希望しなかった者又は特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に保護観察所の長が個人情報を提供することに同意しなかった者）についての調査を行った。

特別調整対象者（28人）、特別調整辞退者（28人）共に、罪名が窃盗の者がそれぞれ20人、13人と最も多い。罪名が覚せい剤取締法違反の者（4人）は、全て特別調整を辞退している。特別調整対象者の約7割、特別調整辞退者の約9割が刑期3年以下の者である。高齢で、且つ精神障害を有する者は、特別調整対象者が10人、特別調整辞退者が7人となっている。特別調整対象者、特別調整辞退者共に、入所度数が2度以上の者（再入者）が大半で、入所度数10度以上の者も特別調整対象者では約4割、特別調整辞退者では半数を占める。前刑時の出所事由を見ると、特別調整対象者、特別調整辞退者共に、ほとんどの者が満期釈放者で、1年未満の短期間に再入所に至った者が過半数以上を占める。犯行時に住居不定であった者が、特別調整対象者、特別調整辞退者のいずれも半数以上を占め、特別調整辞退者の2人を除き、無職である。配偶者のある者はいない。特別調整対象者の出所事由は、3人を除き満期釈放で、帰住先は社会福祉施設、更生保護施設等、自宅アパート等である一方、特別調整辞退者は、全員が満期釈放で、帰住先不明の者が半数以上である。

この調査対象者のうち、2015年末日までに受刑のため再び刑事施設に入所した者、すなわち調査期間再入者は、特別調整対象者では28人中2人（7.1%）であり、一方特別調整辞退者は28人中13人（46.4%）であった。この場合、特別調整対象者と辞退者の罪名、精神障害の有無等の条件を可能な限り同じにしなければ、特別調整における再犯防止効果について正確に検証できるとは言えな

いが、特別調整対象者の28人のうち大半の者が入所度数2度以上であり、10度以上の者も約4割であったことを考慮に入れると、特別調整には、高齢受刑者の再犯を防止する効果があると解することが可能であろう。

3. 事業の問題点

(1) 矯正施設収容時での問題

この事業は、通達では規定されているものの、特別調整を行う高齢者を選定する明確な基準がないため、各矯正施設で支援を受けることができる高齢者にばらつきがある⁶⁸⁾。また、対象者を選定する時期についても特定されていないため、地域生活定着支援センターが生活環境調整を行うのに十分な時間を確保できないことが問題となっている。20矯正施設、20保護観察所及び20センターにおける、2012年度の高齢者・障害者に対する福祉的な支援の実施状況等⁶⁹⁾を調査した結果、20保護観察所が2012年度に特別調整対象者に選定した366人のうち、143人(39.1%)は、選定した時点で通達に示されている「出所日まで6ヶ月以上」の期間が確保されていなかった。この理由について保護観察所では、その多くが矯正施設から候補者の通知があった時点で既に出所日までに6ヶ月以上の期間が確保されていなかったためとしている。また、この中には調整期間が不足していたため、出所日までに受入先が確保できなかった者、特別調整対象者が希望する居住地の都道府県にある支援センターに調整を断られた者など、円滑な支援に支障が生じているという事例がみられた。さらに、20保護観察所のうち2保護観察所においては、矯正施設から候補者の通知があった時点で既に出所日まで6ヶ月以上の期間が確保されていなかったことを理由に、特別調整対象者に選定していない者がみられた。また、選定されなかった者は出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となっていた。こうした問題を解消するためには、各矯正施設から保護観察所への対象候補者

の通知、及び保護観察所が行う対象者選定の時期に関する明確な指標を設ける必要があるのではないだろうか。また、各矯正施設による選定で、特別調整の対象からもれた高齢受刑者にも注目すべきであろう。

(2) センター運営上の問題

運営上の問題としては、各センターは出口支援で手いっぱいであり、都道府県の方針等により、入口支援は契約にない業務として対応しないセンターが存在する点、センターが所在する都道府県にある矯正施設の収容指標・収容人員により、特別調整を必要とする高齢受刑者の数に差があり、各センターの負担にバラツキがある点、各センターに常勤する社会福祉の有資格者の数⁷⁰⁾など、センターの業務遂行能力にもバラツキがある点、フォローアップ業務の終結時期が明確に定められていないので、この業務が年々蓄積し、センターの負担が重くなり、各業務に支障をきたす可能性がある点が挙げられている。

また、この事業は、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の一環である「地域生活定着促進事業」として位置付けられており、現状ではまだ法定化されていない予算補助事業の枠組みの中で行われているので、事業に係る国庫補助率や地方負担分等の財政的な基盤が安定していない。実施主体である都道府県のうち、「委託事業者公募プロポーザル」の方式を採用していて、地域生活定着支援センター事業の委託公募を毎年行っている都道府県も複数存在しており、職員雇用や事業に係る先行投資等といった長期的な視点に立った事業展開が困難であり、次年度以降の存続の見通しが不透明なセンターも少なくない⁷¹⁾。予算に関しても、これまで各施設全国一律2,500万円であったものが、2017年度予算案では、2,500万円の補助基準額についてコーディネーター業務及びフォローアップ業務の業務量に応じた傾斜配分が行われることとなった⁷²⁾。これは、事実上の予算削減となっている。

厚生労働省の資料によると、2014年度にセンターの支援を受け、矯正施設を退所し受け入れ先に帰住した者、743人の矯正施設退所時点の居住先内訳は、「更生保護施設・自立準備ホーム」202人、「自宅、アパート、公営住宅等」125人、「グループホーム、ケアホーム」84人、「無料低額宿泊所・簡易宿泊所」56人「障害者支援施設（旧法施設を含む）」54人の順になっているが、更生保護施設・自立準備ホームは、滞在期間に限りがあるため⁷³⁾、その後、継続して居住できる帰住先を探す必要がある。

地域生活定着促進事業では、矯正施設出所者の生活環境を出所後直ちに整える出口支援と、刑事司法制度の入り口段階、すなわち被疑者被告人段階で福祉的支援が必要な者に対し微罪処分、起訴猶予、執行猶予として福祉に引き継ぐ入口支援が行われているところであるが、その対象者について目を向けると、2015年における高齢者の刑法犯検挙人員が47,632人⁷⁴⁾であるのに対し、同年の高齢者の新受刑者数は1,819人⁷⁵⁾となっている。出口支援の対象者となるのは、刑事施設出所者であるから、検挙人員全体から察すると、高齢犯罪者のごく一部の者のみが出口支援の対象になっているといえる。多くの高齢犯罪者は入口段階で、微罪処分、起訴猶予で何の支援も受けなまま社会に戻されてしまい、再度軽微な犯罪を行った場合、実刑を受ける可能性がある。高齢犯罪者問題を根本から解決に導くためには、入口段階での支援をより積極的に行うべきでないかと考える。

また、この制度は、高齢者と障害者を対象としているが、これは単純に刑事施設内での養護的な配慮を必要とする高齢者と障害者を処遇の便宜上、同じ工場内に振り分けられているのであり、出所後に支援を実施する際には、個別に扱うべきではないだろうか。なぜなら高齢者と障害者では、必要とされる支援は異なるからである。例えば、特別養護老人ホーム、養護老人ホームや高齢者向け住宅は、高齢者に限定される帰住先であるし、障

害者支援施設は、障害者が対象となっている施設であるため、帰住先の調整方法も異なるとも思われる。また、障害者については就労支援が可能であっても、高齢者の場合、体力的な問題もあり、受け入れてくれる企業も少ないのが現状である。

さらに、この事業は法定化されていないので、支援を辞退する者に対しては支援を行うことができない。2005年度に「福祉的支援を受けたくない」とする理由や疾病悪化等により支援を辞退した者は、全体のおよそ10%となっている⁷⁶⁾。

VI ま と め

本稿は、高齢者犯罪問題を米国と比較した結果、これを我が国とは異なる性質のものであると捉え、我が国の特異性を踏まえた高齢者犯罪対策の取るべき方向性を考察した。矯正施設における高齢受刑者の実情から問題提起され、刑事政策的対応が行われた結果、今日の福祉的支援を必要とする高齢犯罪者に対する調整につながった経緯に鑑みると、我が国で行われている高齢者犯罪対策の方向性は正しいものであると考えられる。しかし、この取り組みは、矯正施設や保護観察所との連携不足によりセンターの運営に支障をきたしている点、資源不足によりセンターが入口支援まで手が回らない点、さらに、法定化されていないことに起因する、予算確保の問題、支援辞退者やフォローアップ中に福祉的支援を受けることを辞めてしまう者に対して法的拘束力を持たない点等、依然として様々な問題を有している。このような問題の解決策を検討することが喫緊の課題であると思われる。

また本稿では、高齢者犯罪の要因分析について先行研究による検討に留まったが、近時は高齢者による粗暴犯の検挙人員も増加傾向にあることから、軽微な財産犯のみならず高齢犯罪者全体の特性について、犯罪学理論により要因を究明し具体的な対策を考察することを今後の検討課題とした。

- 1) この点につき例えば、オーストラリアにおける高齢犯罪者の問題は、まだ課題提起の段階にとどまっている可能性が指摘されている。古川隆司「オーストラリアにおける高齢犯罪者と日本との比較」オーストラリア研究紀要 35号(2009年)102頁。
ドイツの場合、刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は相当低く、刑事施設の被収容者・保護観察の対象者が少ない「ドイツにおける高齢犯罪者の現状と対応」追手門学院大学社会学部紀要7号(2013年)64頁。
スウェーデンの統計によると、2016年に刑法犯で検挙した被疑者の数は、60歳以上が7842人で全体の6.49%であり、2014年の60歳以上の被収容者数は全体の5%と我が国と比較すると低い値となっている。
The Swedish National Council for Crime Prevention “Crime statistics”, <https://www.bra.se/bra/bra-english/home/crime-and-statistics/crime-statistics.html>, Accessed 7, July, 2017
- 2) 太田達也「高齢者犯罪の実態と対策」こころの科学188号(2016年)53頁。
- 3) 田中きよむ・霜田博史「北欧型福祉システムとヨーロッパ・アジア型福祉システムの比較検討」高知論叢 111号(2015年)101-123頁。
- 4) 内閣府「平成28年版高齢社会白書」http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/html/zenbun/s1_1_5.html 2017年7月7日確認。
- 5) 人口10万人あたりの刑法犯検挙人員をいう。
- 6) 太田・前掲注2) 53頁。
- 7) 警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授による共同研究『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』(2013年)42頁, <http://www.npa.go.jp/keidai/keidai-jp/pdf/essay/20131220.pdf> 2017年6月19日確認。
- 8) 少年期19歳未満, 成人前期20歳代・30歳代, 成人後期40歳代・50歳代, 準高齢期60歳～64歳, 高齢期65歳以上。
- 9) 法務総合研究所「法務総合研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」, <http://www.moj.go.jp/content/001220451.pdf> 2017年6月19日確認。
- 10) 法務省矯正統計「新受刑者の罪名別 年齢」, <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001155287>, 2017年6月19日確認。
- 11) 太田達也「高齢者犯罪の動向と刑事政策的対応—研究序章—」罪と罰43巻4号(2006年9月)10-14頁。
- 12) 太田・前掲注2) 55-56頁。
- 13) 法務省法務総合研究所編『平成26年版犯罪白書』(2014年)209頁。
- 14) 中尾暢見「激増する高齢者犯罪」『専修人間科学論集社会学篇』4巻2号(2014年)114頁。
- 15) 和田秀樹「急増・暴走する団塊世代&老人の兆候—暴力事件は20年前の50倍—」朝日新聞(2013年)22頁。
- 16) 太田・前掲注11) 14頁。
- 17) 太田・前掲注2) 53頁。
- 18) Bureau of Justice Statistics “Aging of the State Prison Population, 1993-2013” <https://www.bjs.gov/content/pub/pdf/aspp9313.pdf>, Accessed 7, July, 2017
- 19) 内閣府・前掲注4)。
- 20) 暴力犯罪(violent offenses)とは、謀殺(murder)、故殺(manslaughter)、強姦/性的暴行(rape/sexual assault)、強盗(robbery)、暴行(assault)、その他の暴力行為(other violent)。
- 21) 財産犯(property offenses)とは、侵入盗(burglary)、窃盗(larceny)、自動車盗(motor vehicle theft)、放火(arson)、文書及び通貨偽造(forgery and counterfeiting)、横領(embezzlement)、盗品譲受け等(stolen property)、ヴァンダリズム(vandalism)。
- 22) Bureau of Justice Statistics, Arrest data analysis tool 2012のデータから暴力犯罪、財産犯、薬物犯罪の合計から財産犯の割合を算出した。
- 23) Katrin U. Mueller-Johnson & Mandeep K. Dhami, “Effects of Offenders’ Age and Health on Sentencing Decisions”, *The Journal of Social Psychology*, Vol. 150, 2009, pp.77-97.
- 24) Darrell Steffensmeier & Stephen Demuth, “Ethnicity and Sentencing Outcomes in U.S. Federal Courts: Who is Punished More Harshly?”, *American Sociological Review*, Vol. 65, No.5, 2000, pp.705-729.
- 25) Blowers, A.N. & Doerner, J.K., “Sentencing Outcomes of an Older Prison population: An Exploration of the Age Leniency Argument”, *Journal of Crime and Justice*, 2015, Vol.38, pp.38-76.
- 26) Kathleen Auerhahn, “Sentencing Policy and the Shaping of Prison Demographics”, in Jhon J. Kerbs and Jennifer M. Jolley, eds. *Senior Citizens Behind*

- Bars*, CO: Lynne Rienner Publishers, 2014, p.21.
- 27) 謀殺や強盗のような通常、1年以上の収監刑を科される犯罪。
- 28) Lynn S. Branham, “The Law and Policy of Sentencing and Correction 9th edition”, CO: USA West Publishing, 2013, p.100.
- 29) Auerhahn, *supra* note26, p.28.
- 30) Dunlop, B. D., Roman, M. B. & Hirt, G. M “Elders and criminal justice: International issues for the 21st century”, *International Journal of Law & Psychiatry*, Vol.24, 2001, pp.285-303.
- 31) Auerhahn, *supra* note26, p.22.
- 32) Timothy Curtin “The Continuing Problem of America’s Aging Prison Population and the Search for a Cost-effective and Socially Acceptable Means of Addressing It”, *The elder Law Journal*, Vol.15, 2007, p.484.
- 33) *Id.* p.485.
- 34) Auerhahn, *supra* note26, p.22.
- 35) Casey N. Ferri “A Stuck Safety Valve: The Inadequacy of Compassionate Release for Elderly Inmates”, *Stetson Law Review*, 2013, p.198.
- 36) Cynthia massie Mara et al., “Unintended Consequences of SentencingPolicy: Key Issues in Developing Strategies to Address Long-Term Care Needs of Prison Inmates”, 2000, p.2, <http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/grants/197030.pdf>, Accessed 7, July, 2017.
- 37) Ronald H. Aday & Jennifer J. Krabill, “Sentencing Policy and the Shaping of Prison Demographics”, in Jhon J. Kerbs and Jennifer M. Jolley, eds. *Senior Citizens Behind Bars*, CO: Lynne Rienner Publishers, 2014, p.70.
- 38) American Civil Liberties Union,” At America’s Expense: The Mass Incarceration of the Elderly”, 2012, p.57.
- 39) 18 U.S.C. §3582 (C).
- 40) Curtin, *supra* note32, p.223.
- 41) *Id.* p.225.
- 42) *Id.* p.227.
- 43) United Nations, “Handbook on Prisoners with Special Needs”, *Criminal Justice Handbook Series*, 2009, p.127.
- 44) *Id.*
- 45) *Id.*
- 46) Ferri, *supra* note 35, p.229.
- 47) U.N., *supra* note 43, p.127.
- 48) *Id.*
- 49) *Id.*
- 50) Ferri, *supra* note 35, p.230.
- 51) *Id.* p.232.
- 52) 浜井浩一「厳罰から司法と福祉の連携による再犯防止へー地域生活定着センターの誕生と課題」刑事弁護79号（2014年）196頁。
- 53) 例として、ロウソクの仕分け作業（6色のロウソクの破片を色別に6つの箱に分別し、分別した物は後に指導補助によりひとつにまとめられ、再び分別させる作業）や紐の結び目をほどく作業（両端が固く結ばれたビニール紐の結び目をほどくが、後に指導補助により結び直され、再びほどかせるという作業）がある。
- 54) 山本譲司『獄窓記』（ポプラ社、2003年）178頁。
- 55) 厚生労働科学研究成果データベース『虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究』研究報告書概要版 <https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=200626031A> 2017年9月22日確認。
- 56) 太田・前掲注11）8-19頁。
- 57) 犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/081222keikaku2008.pdf#search=2008%E5%B9%B4%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A8%88%E7%94%BB> 2017年7月13日確認。
- 58) 同上。
- 59) 厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（田島班）平成21～23年度総合研究報告書」（2012年）3-10頁。
- 60) 検察庁「検察の理念」<http://www.kensatsu.go.jp/content/000128767.pdf> 2017年7月13日確認。
- 61) 犯罪対策閣僚会議「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（2016年）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/160712yakubutu/honbun.pdf> 2017年6月27日確認。
- 62) 浜井浩一「高齢者・障がい者の犯罪をめぐる議論の変遷と課題ー厳罰から再犯防止、そして立ち直りへ」法律のひろば67号（2014年）6頁。
- 63) 伊豆丸剛史「地域生活定着支援センターと多機関連携」犯罪と非行180号（2015年）71頁。

- 64) 伊豆丸・前掲注63) 73-74頁。
- 65) この場合の専門家とは社会福祉士、精神保健福祉士であり、高齢受刑者と身体・知的・精神障害者を対象とし、福祉の支援が必要なものの選定、そのニーズの把握及び福祉サービス等の申請手続きの援助業務を行う。田中孝典＝徳橋秀紀「高齢受刑者の特質および高齢受刑者処遇の現状と課題（特集：高齢者犯罪を巡る諸問題）」犯罪と非行173巻8号（2012年）63頁。
- 66) 入口支援に関しては、2012年度に、障害のある被疑者・被告人に対する「調査支援委員会」の導入を目指す新長崎モデルの試験の実施が長崎県・滋賀県・宮城県で行われ、2013年度には鳥根県・和歌山県も加わった。ここでは、被疑者・被告人に関する調査を行い「審査結果報告書」を作成する。また、各地方検察庁においても「社会復帰支援室」「再犯防止対策室」「再犯防止推進室」「刑事政策推進室」などの名称を用い、担当の検察官または検察事務官を配置し、社会福祉士等専門家の知見を活用しながら、個々の事件を担当する検察官等への助言や、保護観察所や福祉関係機関等との連絡・調整等を行う取り組みを行っている。また、庁によっては、個々の事件を担当する検察官が、高齢者・障害者が被疑者として検挙された事案について、前述の担当として配置された検察事務官等と相談して生活上の遵守項目を設定した上で被疑者を処分保留で釈放し、一定期間の経過観察を行った後、被疑者との面談によりその履行状況を確認して、その結果を刑事処分の参考とするなどの試行を行っている。
- 67) 厚生労働省「地域生活定着センターの支援状況」<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000139871.pdf> 2017年6月30日確認。
- 68) 太田達也「刑事施設における受刑者処遇の課題と展望」法律のひろば65巻8号（2012年）58-59頁。
- 69) 総務省行政評価局「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 結果報告書」（2014年3月）82頁。http://www.soumu.go.jp/main_content/000280473.pdf 2017年6月30日確認。
- 70) 基本6名の職員のうち社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置することになっている。「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」。
- 71) 伊豆丸・前掲注63) 71頁。
- 72) 厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議資料」2017年3月、2頁。<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu-Kikakuka/0000153236.pdf> 2017年7月3日確認。
- 73) 更生保護法85条4項（更生緊急保護）更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲内において、これを行うことができる。
- 74) 法務省法務総合研究所編『平成28年版犯罪白書』（2016年）181頁。
- 75) 法務省『犯罪統計年報』http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html 2017年7月13日確認。
- 76) 厚生労働省・前掲注67) 1頁。

